

## 国立歴史民俗博物館ハラスメント防止等に関する実施細則

平成21年7月7日

歴博規第 75 号

(趣旨)

第1条 この細則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構ハラスメント防止等に関する規程(以下「規程」という。)第6条、第7条、第8条、第14条、第18条、第25条、第26条、第34条及び第35条に基づき、国立歴史民俗博物館(以下「本館」という。)におけるハラスメントによる人権侵害の防止等の措置に関して、必要な事項を定める。

(ハラスメント防止委員会)

第2条 本館にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置き、次の委員をもって組織する。

- (1) 館長が指名する副館長
- (2) 各センター長
- (3) 専攻長
- (4) 総務課長
- (5) 館長が指名する職員 若干名(女性を含む。)
- (6) 有識者 若干名

2 前項第6号の委員は、館長の委嘱によるものとする。

3 第1項第5号及び6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(防止委員会の運営)

第3条 防止委員会に委員長(以下「防止委員長」という。)を置き、副館長をもって充てる。

2 防止委員長に事故あるときは、防止委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

3 防止委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

4 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

5 防止委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、防止委員長の決するところによる。

6 防止委員長は、必要と認めるときは、防止委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

(相談員の設置)

第4条 本館に相談員を置く。

2 相談員は、職員のうちから館長が指名する(研究部及び管理部から男女各1名以上)。

3 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレスなどを館内の掲示板に公示するものとする。

- 5 相談員は、防止委員会の委員及び防止委員会の下に設置される各種委員会の委員を兼務してはならない。

(調整委員の設置)

第5条 防止委員長は、防止委員会委員の中から若干名の調整委員を指名する。

- 2 防止委員長は、調整委員の指名にあたっては、苦情申立の相手方が所属する組織の事情等を配慮しなければならない。

(調停委員会の設置)

第6条 防止委員会は、ハラスメントに関して調停手続きの開始を決定したときは、速やかに当該案件に係る調停委員会を設置しなければならない。

- 2 調停委員会は、次の委員をもって組織する。
  - (1) 防止委員会委員のうち防止委員長が指名する者2名
  - (2) その他防止委員長が必要に応じて指名する者 若干名
- 3 調停委員会に委員長（以下「調停委員長」という。）を置き、調停委員長は防止委員長が指名する。
- 4 調停委員会は、調停委員長が責任者となって調停の進行を統括する。

(調査委員会の構成)

第7条 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 防止委員会委員のうち防止委員長が指名した者2名
- (2) その他防止委員長が必要に応じて指名する者 若干名
- 2 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

(調査委員会の議事運営)

第8条 調査委員会に委員長（以下「調査委員長」という）を置き、調査委員長は防止委員長が指名する。

- 2 調査委員長に事故あるときは、調査委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3 調査委員長は、調査委員会を招集し議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査委員長の決するところによる。
- 6 調査委員長は、必要と認めるときは、調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

(関連機関との調整)

第9条 本館以外に本籍を有する者が、ハラスメントに起因する問題の当事者となった場合は、そ

の所属する機関と調整の上、適切に対処する。

(事務)

第10条 この細則に関する事務は、管理部総務課が処理する。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年7月7日から施行する。
- 2 この細則の適用を受ける最初の防止委員会委員及び相談員の任期は、第2条第3項及び第4条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。